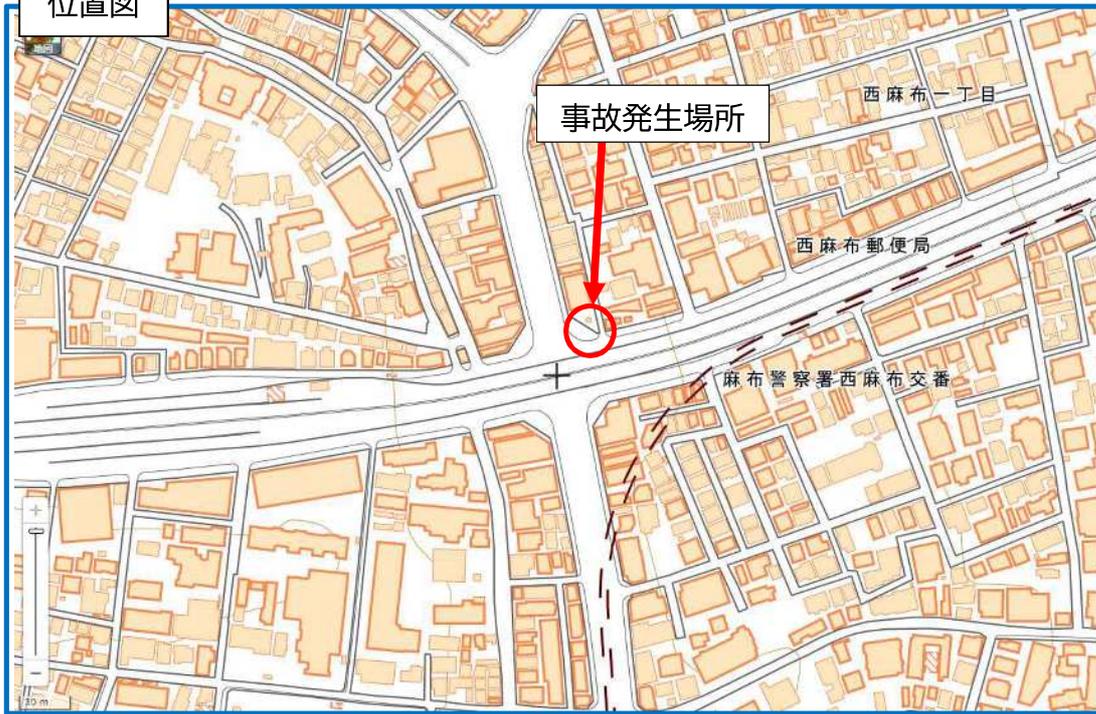


庁有自転車の交通事故の概要について

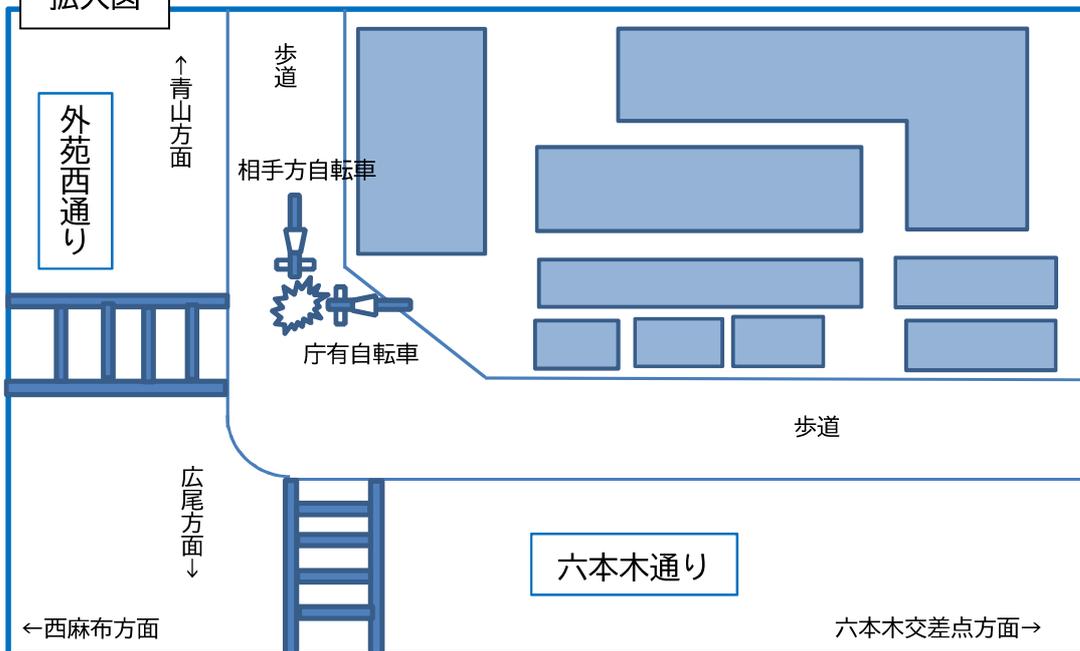
- 1 発生日時 令和3年7月15日（木）午後1時28分頃
- 2 発生場所 港区西麻布一丁目13番
- 3 事故の状況
職員が出張先に向かうため、区所有の電動自転車（以下「庁有自転車」といいます。）で、六本木通りを六本木交差点方面から西麻布方面へ走行していました。
西麻布交差点で信号待ちをするため、当該庁有自転車を停車した際に、外苑西通りを青山方面から広尾方面へ走行してきた相手方の電動自転車（以下「相手方自転車」といいます。）と衝突した人身事故です。
- 4 損害状況
職員の負傷 腰椎捻挫
相手方負傷 頸椎捻挫
※ 庁有自転車及び相手方自転車に損傷はなし。
- 5 損害賠償額等
示談交渉中
- 6 事故再発防止等の対応
7月16日（金）8時30分から課内で会議を開催し、所属長から所属職員全員に対して、自転車の安全利用及び交通事故処理の流れに関する資料を使用して、自転車を利用する際の注意喚起、事故の再発防止、事故が発生した際の初期対応に関する研修を行いました。

位置図



国土地理院の電子地形図（タイル）に事故現場等を追記して掲載

拡大図



事故発生場所の写真：事故発生場所を東側から見たもの



事故発生場所の写真：事故発生場所を北側から見たもの

